

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の素案及び宮城県知事が作成及び変更する「鳴瀬川水系河川整備計画（指定区間）」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとする。

第3条（組織等）

懇談会は、東北地方整備局長及び宮城県知事が設置する。

- 2 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政委員については、この限りではない。
- 4 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

第4条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会の運営と進行を総括する。
- 3 座長は、副座長を委員の中から指名する。
- 4 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第5条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

第6条（公開）

懇談会の公開方法については懇談会で定める。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局北上川下流河川事務所及び宮城県土木部におく。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則（施行期日）

この規約は、平成18年9月22日より施行する。

平成22年6月17日一部改正

令和4年3月22日一部改正

「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

敬称略、50音順

氏名 所属等

1	渥美巖	あつみいわお	東松島市長
2	伊藤康志	いとうやすし	大崎市長
3	猪股洋文	いのまたひろぶみ	加美町長
4	梅田信	うめだまこと	日本大学工学部 土木工学科 教授
5	太田宏	おおたひろし	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
6	風間聰	かざまそう	東北大学大学院 工学研究科 教授
7	加藤徹	かとうとおる	宮城大学 名誉教授
8	河野達仁	こうのたつひと	東北大学大学院 情報科学研究科 教授
9	高崎みつる	たかさきみつる	石巻専修大学 理工学部 食環境学科 教授
10	高取知男	たかとりともお	仙台市科学館 元副館長
11	三戸部佑太	みとべゆうた	東北学院大学工学部 環境建設工学科 准教授